

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例（平成25年11月15日京都市条例第64号）（教育委員会事務局総務部総務課）

京都市野外活動施設京北山国の家においては、就学に関する援助が必要な児童等に対して利用料金を免除する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 64 号

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第1項の規定にかかわらず、学校教育法第19条の規定による援助を受けている者と生計を一にする小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の児童又は中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒については、利用料金を徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)